

令和7年10月6日

各課（局・室・所）長 等

うきは市長 権藤 英樹

令和8年度予算編成方針について

このことについて、下記のとおり予算編成方針を定めたので、これに基づき諸般の事務を進められたい。

記

● 令和7年度予算編成方針

1. 総括的事項

内閣府の8月の月例経済報告による日本経済の基調判断は「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

このような情勢を打破すべく政府は『経済財政運営と改革の基本方針 2025』において「社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～」の取り組みとして次の①～④が示されている。

- ① 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～
- ② 地方創生 2.0 の推進及び地域における社会課題への対応
- ③ 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
- ④ 国民の安心・安全の確保

これらの動向を踏まえ本市においては、最終年度を迎えた「第2次うきは市総合計画」「第2期うきは市ルネッサンス戦略」「うきは市過疎地域持続的発展計画」及び「国土強靱化地域計画」実現に向けて取り組みを加速させ、新たな方針・指標に基づき新しい街づくりを進めている。そして、人生100年時代を見据え、持続可能なものとして次世代への継承を目指す。

その一方で、人口減少・少子高齢化・施設の老朽化は着実に進行しており、歳出面では人件費・扶助費の増加や施設の維持管理費の増加は避けられず、本市の財政状況はこれまで以上に厳しい状況となっている。

これらの状況を踏まえ令和8年度予算は、うきは市にある地域資源を生かした、活力と魅力あるまちづくりをなお一層推進していくため、デジタル化の加速化に取り組むとともに、持続可能なスマートシティに積極的に取り組む。新時代『Society 5.0』の実現、SDGs、2050年カーボンニュートラルを見据えた地域社会づくりを目指す。

今後のうきは市にとって必要な事業かを取捨選択し、前年度の成果と課題を十分に踏まえ、限られた財源を有効に活用しながら健全かつ堅実な予算編成を行っていく。

本市の財政状況は、別紙グラフのとおりであり、歳入面では主な自主財源である市税等の自主財源が横ばいなのに対し、地方交付税等の依存財源は減少の見込みである。本市は依然として依存財源に頼らざるを得ず、一層の計画的財政運営が求められている。

については、前述した課題に対応しつつ、真に緊急性・重要性が高い事業を見極め、令和8年度においては、以下の事項を重点課題と定め、予算編成を進めることとする。

1. 子育てしやすいまちづくりへの取り組みのさらなる推進

- 誰もが安心して子どもを産み育てられるまちづくりに資する新たな提案
- 子育て世代の経済的負担軽減につながる様々な支援スキームの拡充
- 子育て支援に資する新たな取り組みや既存サービスの充実などソフト面の内容強化
- 主体である子どもたちの声を活かした取り組みの推進

- 子育てしやすいまちづくり「うきはっこみらいサポート」のトータルパッケージ化と広報発信の強化

2. 本市の現状とこれからを見据えた教育環境の整備

- 小中学校の再編や施設老朽化対策などこれからの本市の教育環境を見据えた整備
- 学校教育環境の維持・向上に向けた教職員の配置体制や働き方の検討
- 多様化することもちたちの感覚や成長に伴走できる教育環境や体制の整備

3. 全世代が住みやすい地域社会の創造

- 若年層や高齢者が使いやすい市内公共交通網の利便性向上
- 人口の維持に向けた住環境整備や暮らしを支える支援制度の設計
- 健康寿命増進や医療費適正化に向けた全世代に対する健康増進施策の推進
- 地域防災力向上への様々な取り組みの強化

4. 地域経済の好循環をめざして

- 工業用地造成や商業施設の誘致による市の基礎体力の強化
- 農業人材の確保、多角化・グローバル化など、農業の持続的発展への取り組み
- 新規創業支援と経営支援の併走によるスタートアップの持続的な支援強化

5. デジタル化の推進と職場環境の改善、政策間連携の推進

- デジタル化への理解とその活用によるDX化の推進
- 住民の利便性向上と職員の事務効率向上をなしうる事業の推進
- 庁舎横断的な政策間連携や情報共有をおこなえる職場環境の構築
- 風通しの良い職場環境づくりの推進

さらに、一般財源確保のため、税等収入の確保、受益者負担の適正化に努めることとする。

2. 歳入に関する事項

歳入については、総括的事項に基づき、以下の事項に特に留意することとすること。

- (1) 市税については、経済情勢・税制改正等を十分に勘案し、確実かつ妥当な収入額を計上し、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉もれがないよう努めること。
- (2) 国・県補助金については、情報収集に努め、確実な額を計上すること。
また、「社会資本整備総合交付金制度」については、その内容を確実に把握すること。
- (3) 起債については、後年度の財政負担を考え、適債事業のうち交付税措置のあるものを選択すること。
- (4) 各種基金の繰入れについては、事業ごとの単なる財源不足による繰入れは行わないこと。何年も取崩しが行われていない基金については、各基金条例の見直しを検討し、適宜取崩しの検討を行うこと。
- (5) 広告収入、不用資産の処分など、あらゆる可能性を検討し、歳入の増加を図ること。
- (6) 各科目を通じて、過大な見積りを避け、適正な収入額を計上すること。

3. 歳出に関する事項

歳出の計上に当たっては、課等ごとに全ての事業について、再度精査を行い、全ての経費の積算を正確に明示するとともに、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。また、積算根拠を必ず入力すること。

(1) 経常経費

経常経費の見積りについては、ゼロベースで徹底した見直しを行い、予算要求額は、課等ごとに前年度を上限とする。その際、以下の事項については、確実に遵守することとする。

- ① 職員給は、令和8年1月1日現在の職員数・給与を基礎に、退職・採用を考慮のうえ計上すること。また、非常勤職員の人件費については、単価の改定が予定されていないものは、現行単価で計上すること。
- ② 会計年度任用職員制度に伴う配置・採用・報酬については、事前に人事係協議済分についてのみを計上すること。
- ③ 旅費、需用費、委託料などの物件費については、特に見直しを行い、削減を図ること。
また、食糧費については、会食等は計上しないこと。

物件費削減の具体例：

ア 印刷製本については、内部印刷とすること又は「広報うきは」への掲載に代えること。

イ 車借上料については、市所有車両の活用を図ること。

ウ 旅費については、出張の必要性を精査するとともに、旅行先の選定、旅行人数の制限及び公用車の使用を図ること。

エ 委託料については、入札・見積り合わせを実施すること。

オ 消耗品・光熱水費については、省エネの徹底等を図ること。

④ 維持補修費については、「公共施設等総合管理計画」及び「個別計画」の内容を十分に理解した上で、施設の維持補修を計画的に行い、単年度の多大な負担を避けること。

⑤ 指定管理料については、指定管理者制度の本旨に鑑み、計上すること。

⑥ 備品購入費については、使用に耐えない買い替え備品のみを計上すること。

⑦ 研修会等における懇親会参加負担金への公費支出については、これを認めない。

⑧ 特別会計への繰出しについては、繰出基準内の繰出しを原則とする。

(2) 投資的事業

① 投資的事業に当たっては、うきは市総合計画の実施計画との整合性を図るとともに、事業内容については、必要性、緊急性、経済性、将来の維持管理費、受益者負担等の諸事情を検討したうえで、計上すること。

② 国・県営事業、国・県補助事業の利用促進を図ること。

③ 単独事業については、優先順位を付し、適債事業の導入を図ること。（起債事業については、事前に財政係協議のこと。）

(3) 歳出予算削減について

① 各係3つ以上減額項目を設けること。

4. 債務負担行為

後年度の財政負担の増大を避けるため、債務負担行為の設定に当たっては、慎重を期し、安易な設定は行わないこと。